

軽微変更

農業振興地域の農用地区域軽微変更申出 提出書類一覧表

※以下の書類を 各1部 提出してください。

書 類 名	説 明
(1) 申 出 書	別紙様式
(2) 登記事項証明書 (全部事項証明書)	①法務局発行の、申出地の登記事項証明書（申出前3か月以内のもの）
(3) 公 図 の 写 し (法務局の公図)	①法務局発行の公図の写しで、申出地全体と、申出地の周囲の土地がわかるもの。 ②以下の事柄を記入してください。 ・申出地の範囲 ・ <u>一筆の土地の一部を変更する場合は、分割線（分筆予定線）</u> ・申出地の隣地（隣接地 及び 申出地から4m以上離れていない土地）の地目 ・申出地の隣地のうち農地については、 <u>所有者、耕作者の氏名・名称</u> ※「耕作者」とは、その農地を借りて耕作している農家や農業法人
(4) 変更部分の求積図	① <u>一筆の土地の一部を変更する場合は、申出する部分の位置・形状・面積の根拠となる図。</u> ②CAD(キャド)やGIS(ジーアイエス)などのコンピュータシステム上での求積は不可
(5) 位 置 図 (付 近 見 取 図)	①申出地の位置や付近の様子がわかる地図 (住宅地図のコピー等に申出地を表示したもの。)
(6) 配置図・排水処理計画図	①転用事業に係る土地の利用計画と、雨水及び建設する建物等からの排水の処理方法、配管・流路及び放流先を表示した図面 ②建物や構造物を建設する場合は、その名称・位置、筆境からの距離等を表示 ③農地・農業用施設に附帯する駐車場の場合は、駐車スペースの配置、舗装方法等を表示
(7) 建物設計図 構造物、造成等の設計図	①建物を建設する場合は、平面図・立面図。 ②構造物の設計図、設置物の形状・大きさ分かる図面
(8) 同 意 書 (権利者)	①申出地に <u>抵当権、地益権などの権利が設定されている場合は、権利者の同意書</u>
(9) 同 意 書 (耕作者)	①申出地を <u>借りて耕作している農家・農業法人がいる場合は、その同意書</u>
(10) 法人の登記事項証明書	①申出者が法人の場合は、法務局発行の法人登記簿謄本（全部事項証明書）
(11) その他の書類	申出内容によっては、 上記以外の書類の提出を求める場合があります。 農業課にお問い合わせください。

※ 共同利用施設の場合、軽微変更では手続きができない場合がありますので、事前に農業課にご相談ください。

※ 変更面積が1ha以上の場合は、軽微変更では手続きできませんので、農業課にご相談ください。

※ 申出書類の提出は、申出者本人が行ってください。代理で提出できるのは行政書士等、法令に基づく者に限られます。有資格者以外の提出は、法律に抵触するおそれがあります。

※ 申出書は随時受け付けていますが、手続きに要する期間は申出時期によって異なりますので、農業課にお問い合わせください。

なお、変更がされた後、農地法の手続きが完了するまでは工事は着工できませんのでご承知おきください。

<申出書類提出場所>

飯田市役所 産業経済部 農業課 農村振興係
〒395-0817 長野県飯田市鼎東鼎281番地（JAみどりの広場内）
電話（0265）21-3217 FAX（0265）52-6181